

◎ 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

1 地域福祉計画の策定の必要性

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画です。

このガイドラインは、先に厚生労働省社会・援護局から示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」に基づき、市町村の計画策定の参考として標準的な策定手順や計画の構成などを例示するものです。

各市町村においては、地域の特性を踏まえ、創意と独自性を活かしながら、地域協働で自主的かつ積極的に計画策定に取り組まれるよう期待します。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画策定上の留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に示されているように、住民参画により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

(1) 計画の総合性

地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や共通理念を示しながら、個別分野の施策を補完する総合的な計画とする必要があります。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（情報提供、相談支援体制、日常生活自立支援事業、苦情解決、第三者評価など）
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- (人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、保健・医療分野との連携など)
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
(住民参加の促進、ボランティア、NPO 支援、活動拠点整備など)

(2) 住民の主体的参画

地域福祉計画は、策定のプロセスを重視した住民参画による計画であることから、より多くの住民や地域の関係団体・組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくる必要があります。

このため、計画の策定に当たっては、事前に住民参画の必要性について広報等で周知を図るとともに、市町村社会福祉協議会等の関係団体と連携した住民座談会の開催や策定組織における住民委員の公募、パブリックコメント等により住民の意見や要望が計画に十分反映されるよう配慮する必要があります。

(3) 社会福祉協議会との連携

市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体を構成員として、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、従来から、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進に関して様々な事業実績や豊富な経験を有しています。

そのため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の協力が必要不可欠であり、社会福祉協議会が地域福祉活動の指針として策定する「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しながら、市町村と社会福祉協議会が車の両輪であるという認識に立って連携して取り組んで行く必要があります。

(4) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・援助活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービス等に関する様々な情報を把握しています。

そのため、地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画が求められるとともに、住民座談会やパブリックコメント等への主体的な参加や意見提案等を進めるためにも積極的な連携が必要です。

(5) 地域福祉圏域の設定

地域の福祉課題に対してきめ細かく対応するために、人口、地理的条件、交通などの諸要件や公共施設、福祉サービスの提供範囲などにより、日常生活圏を単位とした「福祉圏域」の設定が有効と考えられます。

「福祉圏域」を設定する場合は、従来の自治会・町内会、小学校区、中学校区単位などに加えて、地域の特性、住民ネットワークの組織化が可能な範囲、福祉活動などをコーディネートできる規模などの諸条件も併せて検討し、柔軟に設定することが望まれます。

また、地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本ですが、他の福祉計画における福祉サービス提供の圏域、目標量等との整合性や事業の効率的な実施の観点から複数の市町村による事業の実施も含めた広域的な「福祉圏域」の設定も考えられます。

(6) 計画目標の設定と評価・検証

地域福祉の推進を具体化するうえで計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示す必要があります。

また、計画の実施状況や目標に対する達成度を必要に応じて確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等をあらかじめ検討しておく必要があります。

(7) 他の福祉計画との関係

地域福祉計画は、市町村の地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する各分野の計画と内容が重なり合う部分がありますが、分野横断的な福祉課題の取組を進めていくために、これら個別計画における施策や目標は基本的に尊重しつつ各計画の全部または一部を包含するような形で調整・連携を図りながら策定する必要があります。

(8) 福祉以外の分野との連携・計画策定体制の構築

地域福祉の推進に当たっては、保健・医療をはじめ、教育や雇用、住宅、交通、防災、まちづくりなど、幅広い観点に立った取組が求められます。

このため、計画の策定に当たっては、庁内の部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げるなど、関連する分野との連携、調整を図りながら、関係部局が一体となって総合的に取り組む必要があります。

また、地域の声を幅広く反映していくため、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員などで構成する策定委員会を設置するとともに、必要に応じて委員以外の専門家の意見や地域住民の要望を聞く機会を設けるなど、意見聴取の機会を積極的に確保していくことが必要です。

3 計画の策定手順（例）

(1) 準備

1 住民参加の意識づけ

- ・ 広報・啓発活動
- ・ 情報提供活動

2 住民・団体などによる問題や課題の共有化

- ・ 住民座談会の開催
- ・ 関係団体との連携強化

(2) 策定

3 策定体制の整備

- ・ 庁内プロジェクトチーム
- ・ 計画策定委員会の設置（住民委員等の公募）
- ・ 地域住民・団体主体の地域福祉推進組織の設置

4 策定方針の確立

- ・ 共通理念の確認
- ・ 計画の目的、性格、位置付けの確立
- ・ 策定スケジュールの設定

5 地域住民・団体等の意識啓発

- ・ 住民懇談会、ワークショップ等の開催
- ・ シンポジウム、セミナー等の開催

6 実態把握と課題の分析

- ・ 住民アンケートの実施
- ・ 関係団体との意見交換
- ・ 住民懇談会等で把握した課題の分析
- ・ 既存の行政施策・事業の評価と課題の分析
- ・ 市町社会福祉協議会との協議、福祉施策に対する課題分析
- ・ 民生委員・児童委員の活動状況の把握、課題の分析
- ・ ボランティア、NPO法人の活動状況の把握、課題の分析

7 計画目標の決定

- ・ 課題解決に向けた施策の推進方策の決定
- ・ 指標の抽出と数値目標の設定

8 計画骨子の策定

- ・施策体系の設定
- ・盛り込むべき施策の検討

9 計画素案の策定

- ・具体的な施策内容の検討
- ・地域住民・団体等へフィードバック

10 計画の決定

- ・素案をもとにパブリックコメントの実施、計画への反映
- ・施策の肉付け
- ・計画の公表

(3) 実行

11 計画の推進

- ・目標実現に向けた施策の推進

(4) 評価・見直し

12 計画の進行管理

- ・進行管理
- ・評価
- ・見直し

4 計画の構成（例）

1 計画策定の趣旨、位置付け、期間等

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置付け、計画の体系図
- 計画の役割
- 計画期間
- 計画策定の経緯

* この章は、計画の骨格部分であり、市町村の独自性と特性を活かして記載すること。

2 地域福祉を取り巻く状況

- 地域の状況（人口、年齢構成、世帯、要支援者、人的・社会的資源など）
- 地域における福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉の拠点等
- 福祉を取り巻く社会の変化

* この章は、目標の設定、施策展開につながることから、地域住民・関係団体等と十分な協議を行ったうえで分析すること。

3 課題の提示

- ニーズの調査
 - ・地域の生活課題等に関する調査（住民アンケート調査、住民座談会等）
- サービスの点検
 - ・提供されているサービスの点検
 - ・必要とされるサービス量の調査

* この章は、地域住民が抱えている地域課題・生活課題等を明らかにし、サービスの点検を行うものであることから、十分に地域住民の意向を反映させること。

4 目標の設定

- 総合的な目標の設定（人材育成、相談支援体制、情報提供、ボランティア、交流・社会参加、日常生活自立支援事業、苦情解決など）
- 高齢者、障がい者（児）、児童に対する福祉サービスの目標の設置
- フリーター、多重債務、虐待、DVなどの最近の新たな課題に関する福祉サービスの目標の設定

* この章は、市町村で策定している既存の各個別福祉計画に掲げている目標のうち主要なもの、いずれの計画にも当てはまらない目標や最近の新たな課題などについて記載すること。

5 施策の推進

- 総合的な施策の推進
 - ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進（情報提供、相談支援体制、日常生活自立支援事業、苦情解決、第三者評価など）
 - ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展（人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進、サービス提供者のネットワーク化、小地域で支え合うネットワークの形成、地域包括ケアシステムの整備、保健・医療分野との連携、新たなサービスの創設など）
 - ・地域福祉に関する活動への住民参加の促進（住民参加の促進策、ボランティア、NPO支援、活動拠点整備、地域コミュニティの創造など）
 - ・その他地域福祉推進に必要な施策の推進（市町村社協の強化策、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど）
 - ・高齢者、障がい者、児童に対する地域福祉施策の推進
 - ・新たな課題に関する地域福祉施策の推進（サービス利用に結びついていない要支援者への対応など）

* この章は、市町村の地域特性を活かした独自性の強いものにするとともに、先駆的な取組についても、創意工夫を凝らして記載すること。

6 推進体制の整備

- 関係機関・団体等との連携方策
- 地域住民・団体、行政、社協、社会福祉事業者等における役割分担
- 計画の進行管理と評価

* この章では、計画を一過性にしないためにも、関係機関・団体等の役割を明確にするとともに、進行管理・評価方法等についても記載すること。

資料編

- 計画策定委員会等の構成員、計画策定に携わった人々の紹介
- 計画策定委員会等の開催状況
- 住民座談会やアンケートの結果
- その他関係資料
- 用語集